

令和4年9月22日
鉄道局幹線鉄道課

九州新幹線（武雄温泉・長崎間）の貸付料を認可しました

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から認可申請のあった九州新幹線（武雄温泉・長崎間）の貸付料について、国土交通大臣が認可を行いました。

整備新幹線は、全国新幹線鉄道整備法に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が新幹線鉄道施設を建設し、その施設を借り受けたJRが運行しています。JRは新幹線鉄道施設の借り受けに伴い、同機構に対し、貸付料（施設使用料）を支払っています。

貸付料の額は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法に基づき、「新幹線を整備する場合」と「（仮に）新幹線を開業しない場合」の収益の差を計算したものとなっています。

九州新幹線（武雄温泉・長崎間）の貸付料の額については、以下のとおりです。

年額 5.1億円

（固定資産税等についてはJR九州より別途実額を徴収）

連絡先：鉄道局幹線鉄道課
鈴木・比企野・別府（内40303、40344）
代表：03-5253-8111
直通：03-5253-8531
FAX：03-5253-1635